

就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します

住居確保給付金（家賃補助）のご案内

令和7年4月

■住居確保給付金（家賃補助）とは

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行なうことなどを要件として、家賃額を補助します。

※ 自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

※ 一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

■対象者（概要）

次の①～⑧のすべてに該当する方。

①住宅を失った、または失うおそれがある。

②離職等の日から2年以内、又は休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。

③離職等の場合は離職の日において、また、休業等の場合は申請月において、世帯の生計を主に維持していた。

④ハローワーク等に求職申込をし、常用就職を目指した求職活動を行う、又は行っている。あるいは、経営相談窓口へ経営相談の申し込みをし、自立に向けた活動を行う、または行っている（自営業者限定）。

⑤申請者の世帯収入の合計が、収入基準額以下である。（※1）

⑥申請者の世帯の金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託）の合計が、一定額以下である。（※2）

⑦住宅の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。

⑧申請者及びその他世帯員が暴力団員ではない。

（※1）収入基準額＝①基準額+②家賃額

（※2）金融資産の額＝預貯金、現金、債券、株式、投資信託の合計

世帯 人数	①基準額	②家賃額 (上限)	(※1) 収入基 準額（参考）
1人	81,000円	31,000円	112,000円
2人	123,000円	37,000円	160,000円
3人	157,000円		197,000円
4人	194,000円	40,000円	234,000円
5人	232,000円		272,000円
6人	269,000円	43,000円	312,000円
7人	306,000円	48,000円	354,000円
8人	339,000円		387,000円

世帯人数	(※2) 金融資産額
1人	486,000円以下
2人	738,000円以下
3人	942,000円以下
4人以上	1,000,000円以下

■支給方法・支給額

《支給方法》・・・久留米市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。（代理納付）

《算定方法》・・・

【世帯収入額が、基準額以下の場合】

支給額＝賃借する住宅の家賃額（ただし、住宅扶助基準に基づく額が上限）

【世帯収入額が、基準額を超える場合】

支給額＝（基準額+賃借する住宅の家賃額）-世帯収入額（ただし、住宅扶助基準に基づく額が上限）

（※支給額に100円未満の端数が生じたときは調整される場合があります）

『支給額』・・・家賃相当額

次の表の額（住宅扶助基準に基づく額）が上限となります。

ただし、収入額が基準額を超えるときは、支給額が調整される場合があります。

世帯人数	支給上限額
1人	31,000円
2人	37,000円
3~5人	40,000円
6人	43,000円
7人以上	48,000円

■支給期間

原則3か月（一定の条件を満たせば、最長9か月まで受給できます）。

■支給中の求職活動等

支給期間中は、下記の求職活動を行うことが必要です。

①公共職業安定所等での求職活動を行う人 【離職・廃業、被雇用者】	②自立に向けた活動を行う人 【自営業者】
1) 毎月2回以上、ハローワーク又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口からの職業相談を受けること	1) 每月1回、経営相談先での経営相談を受けること
2) 毎月4回以上、久留米市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること	2) 每月4回以上、久留米市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
3) 原則、週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること	3) 経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと

2) について、毎月最低1回は対面で行う必要があります。

※自営業者についても、受給を開始してから6か月目以降は離職者等と同様の求職活動が必要です。

※求職活動を行わない場合は、途中で支給が中止となることがあります。

■再支給について

受給終了後に、雇用主の都合により新たに解雇された方、廃業した方、個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず減収された方は、再支給の対象となる可能性があります。

ただし、前回の支給から1年以上が経過していること、支給後に収入が回復していることが必要となります。

■提出書類について

詳細は、久留米市生活自立支援センターにお問合せください。

■お問い合わせ・申請先

久留米市生活自立支援センター

□（西部）0942-30-9185 □（東部）0942-30-9113

〒830-8520 久留米市城南町15番地3（市役所3階310会議室）

相談時間：月曜日から金曜日（8時30分から17時15分まで）（木曜日のみ19時まで）
(土日・祝日・年末年始は休み)